

# 社協のしおり

支えあい 助けあう 心をつながる やさしいまち あこう



社会福祉法人  
赤穂市社会福祉協議会



# 目次

I 社会福祉協議会とは	1 ページ
II 社会福祉協議会の組織	2 ページ
III 事業のあらまし	
1. 企画広報活動	3 ページ
2. 地域福祉活動	4 ページ
3. 在宅福祉活動	7 ページ
4. 児童福祉活動	8 ページ
5. 老人福祉活動	9 ページ
6. 心身障がい者（児）福祉活動	9 ページ
7. 福祉を高める活動	10 ページ
8. 福祉サービス利用援助事業	11 ページ
9. ボランティアセンター活動	12 ページ
10. 心配ごと相談所	13 ページ
11. 善意銀行	13 ページ
12. 貸衣裳事業	14 ページ
13. 介護保険事業	15 ページ
14. 障がい者総合支援事業	16 ページ
15. 共同募金	17 ページ



# 社会福祉協議会とは



社会福祉協議会（社協と略す）は、社会福祉法第109条で「地域福祉の推進役」として位置づけられ、全国・都道府県・市町村に設置されている社会福祉法人です。

誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりのために「地域にはどんな課題があるか」「その課題を解決するにはどうしたらよいか」を考えながら、地域の皆さんと活動を進めている民間団体です。



赤穂市社会福祉協議会の行う事業は、市民のみなさんや企業からいただいた賛助会費、善意銀行に寄せられた預託金、共同募金の配分金、歳末たすけあい募金の配分金、新生活運動の一環として実施している貸衣裳事業の収益金、赤穂市や兵庫県社会福祉協議会からの補助金、委託金などで賄われています。

また、介護保険事業・障がい者総合支援事業については、介護報酬等収入、利用料収入で賄われています。



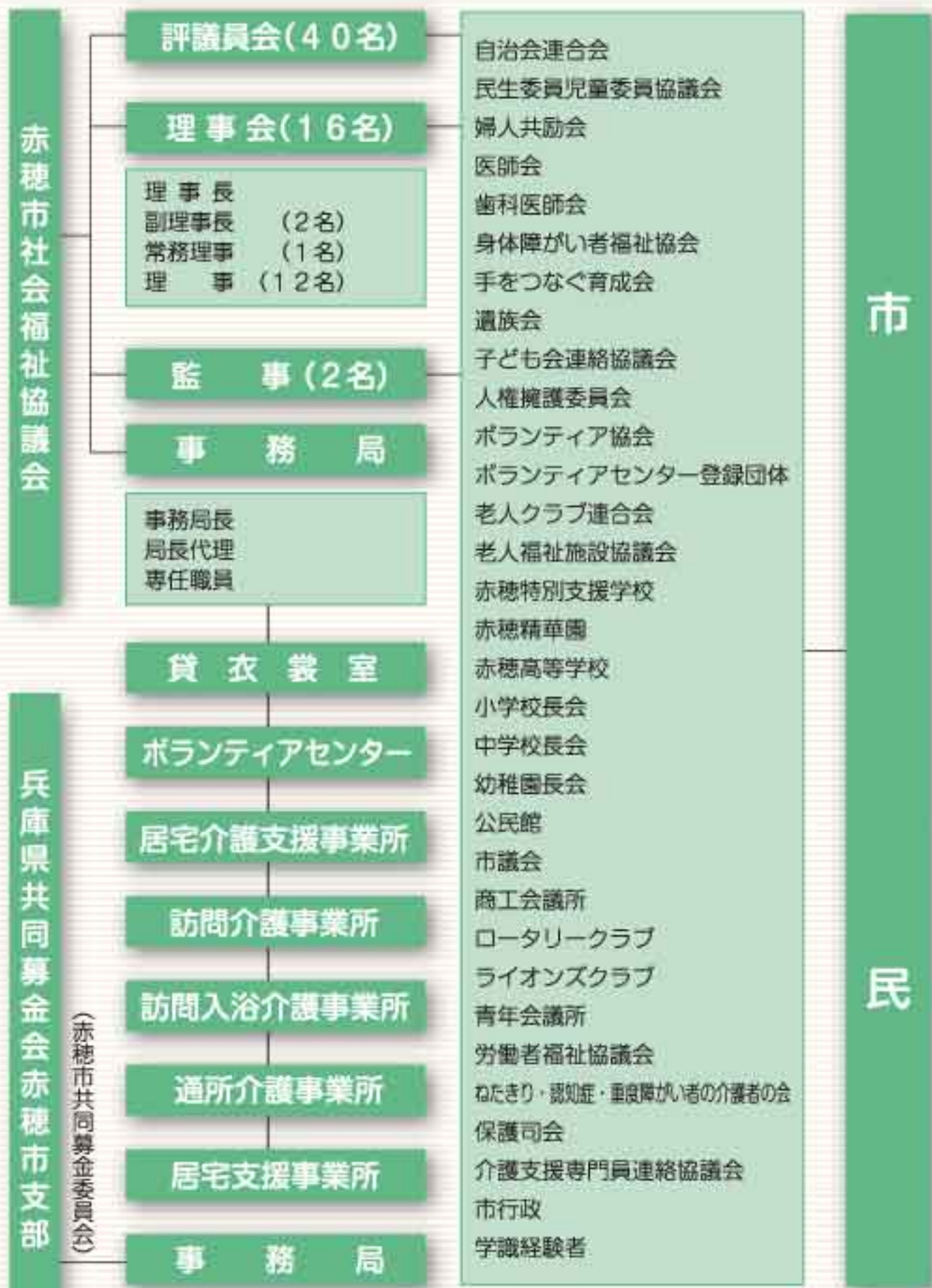
赤穂市中広267番地  
赤穂市総合福祉会館内  
TEL 42-1397 FAX 45-2444  
ホームページ <http://ako-shakyo.jp/>

「赤穂市社会福祉協議会」で検索できます。





# 赤穂市社会福祉協議会の組織



(赤穂市共同募金委員会)

(社協事務局兼務)

# 事業のあらまし

## 企画広報活動

### 広報の発行

「あこう社協だより」を毎月 1 回発行し、地域活動の報告や最新の福祉情報等、社協独自の情報を多く掲載し、市民のみなさんへ発信しています。



### ホームページ

インターネットを通して社協の活動や行事など幅広く市民のみなさんにご案内しています。

<http://ako-shakyo.jp/>

「赤穂市社会福祉協議会」で検索できます。



### 視覚障がい者に声と点字の広報

朗読ボランティアグループ「来夢」(録音テープ・CD)、点訳ボランティアグループ「赤穂点灯会」(点字)の協力により、市広報・回覧、新聞等を視覚障がい者の希望者にお届けしています。

### 福祉図書コーナー

福祉会館 1 階ロビーに「福祉図書コーナー」を設け、市民のみなさんに利用していただくために、福祉図書、新聞等をそろえています。





## 福祉のつどい

---

6月1日の「善意の日」を記念して「福祉のつどい」を開催し、多年にわたり社会福祉の発展に功労のあった人やボランティア活動等に貢献された人を「ふくしの人」として、また市のつつじ賞、さくら賞の表彰、あわせて記念講演会を実施して善意の普及啓発をします。

## 市民福祉講座

---

福祉について理解を深めるため、「一人ひとりが輝いて生きる」をテーマにそれぞれ著名な講師を招き、3回シリーズで講座を開催します。



## ともに考える市民のつどい

---

「障がい者週間」（12月3日～12月9日）の記念行事として、市民のみなさんが障がい者問題を身近なものと考え、家庭や地域の中で「ともに生きる」社会の実現を目的として開催します。

# 地域福祉活動

## ふれあいいきいきサロン事業

---

高齢の方や障がいをお持ちの方をはじめ、小さなお子さんがいるご家庭等地域の様々な人たちが歩いて通える集会所等を集い、レクリエーションや\*おしゃべり”などを楽しみながら、友達・仲間の幅を広げていく、気軽に集えるサロンを地域住民が自主的に運営する活動を支援します。

三世代交流サロン・高齢者サロン・子育てサロン・障がい者サロンなど



## 三世代交流もちつき大会

各地区まちづくり連絡（推進）協議会を中心に、ひとり暮らし老人や高齢者世帯とともに、三世代交流の中で歳末たすけあい事業のもちつき大会を実施します。

参加できないひとり暮らし老人等には、おもちゃを持って自宅を訪問します。



## 三世代交流事業助成

高齢者と子ども、親など三世代の交流事業を推進するため、団体が自主・自発的に行う交流事業を助成します。

## ほのぼの福祉事業

作文を通して、福祉に対する理解や認識をしていただくことを目的に、広く市民のみなさんへ「身近な福祉活動」をテーマにした作品を募集し、福祉の啓発、啓蒙につとめます。



## 介護者支援事業

「赤穂市ねたきり・認知症・重度障がい者の介護者の会」の支援を通じて、要介護者を介護しているご家族の方などに、福祉の知識や理解を深めてもらうとともに、介護を経験している方同士が情報交換・リフレッシュすることができるような事業を開催します。

毎月第2土曜日には、介護者と患者と一緒に参加できるミニ宅老を開催しています。

また毎週月曜日・木曜日の昼食時に、在宅介護の負担軽減を目的として、介護特別食の調理・配食を実施しています。

## 小地域福祉活動推進事業

小地域（単位自治会）を単位とした福祉コミュニティづくりの担い手のための学習の機会を提供し、活動を援助するとともに、小地域福祉活動を推進するリーダーを養成します。

また、地域住民の自発的な福祉活動のため、地区を指定し助成することによって、小地域での一人ひとりの助け合い活動を促進して、地域福祉・福祉教育を推進します。

- ・小地域福祉活動リーダー研修会・小地域福祉活動実践講座
- ・小地域福祉研修会（座談会）など





## パートナーサービスモデル事業

「安心して住みなれた地域で楽しく暮らしていける」を目的に、気軽に「助けて」が言えて「私でよかったら」と地域で相互に助けあえるパートナーサービスのシステムを作ることとを目的とします。

モデル地域は、単位自治会です。研修会・座談会・マップ作り等の学習活動と助けあい活動の2本立ての活動を推進します。



## 出会いの広場事業

近年、初婚年齢の上昇や離婚率の上昇、所得格差、価値観の変化等に伴い、いずれの年代でも未婚率は上昇しています。この未婚率の上昇は出生率の低下にもつながり、少子化の要因となっています。結婚はしたいが出会いのチャンスがない方に対して、出会う場を提供します。

## 福祉協力校の育成

小学校、中学校、高等学校の児童生徒を対象として、社会福祉への理解と関心を高め、社会活動、社会連帯の精神を養うとともに、児童生徒を通して家庭及び地域社会への啓発を行い、青少年を中心に広く市民のボランティア活動への参加を促進することを目的とし、市内の小中高校を福祉協力校として育成支援します。



## レクリエーション用品等貸出事業

地域や近隣におけるふれあい、交流事業を行うグループ・団体に用品を無料で貸し出すことで、活動の活性化を図り、住民間交流を促進します。

貸出用品：輪投げ、巨大オセロ、思い出カルタ、  
お好み焼き器、たこ焼き器 等





# 在宅福祉活動

## 給食サービス

ひとり暮らし老人等を対象に、在宅福祉サービスの一環として、各地区において、ひとり暮らし老人・高齢者世帯に地域福祉推進連絡会等の協力による手づくりのお弁当を定期的に配食します。

※実施日、年間の実施回数は地区によって異なります。



## 友愛訪問

ひとり暮らし老人、高齢者世帯、ねたきり老人、認知症老人を対象に、まちづくり連絡（推進）協議会や民生委員、地域福祉推進委員のみなさんが、自宅を訪問し交流することで、安否確認や孤独感の解消を図ります。

## 福祉用具貸与

### 福祉機器

身体の不自由な人、高齢者、病弱者など、日常生活に支障のある方に福祉機器（車いす、電動ベッド、シャワーチェア、ポータブルトイレ等）を無料（ベッドは一部自己負担金あり）で貸出します。



## 移送サービス

日常生活において、常時車いすを必要とする在宅の障がい者や要介護老人を対象とし、ボランティアグループ「てんとうむし」の協力を得て、リフト付きワゴン車やストレッチャー付きワゴン車を使用し、通院等外出介助のお手伝いをします。

（戸口から戸口の送迎です。）

<1回 1,000円>



# 児童福祉活動

## 児童福祉施設訪問

子供の日を記念して、保育所など児童福祉施設等の子どもにおもちゃをプレゼントします。



## ひとり親家庭ふれあい事業

ひとり親家庭を対象として、家族のふれあいや、仲間同士の友情、交流を深めるとともに、日帰りバス旅行などのふれあい事業を実施します。

## ひとり親家庭サポート事業

ひとり親家庭等で給食を希望する方に、ボランティアの手づくり料理をボランティアによって配食します。家事の軽減を図り、心と身体をリフレッシュする時間や家族団らんの時間をより多く持てるように支援すると共に、地域社会とのつながりを深めることを目的に実施します。

## ひとり親家庭ランドセル購入助成事業

小学校に入学する子どもがいるひとり親家庭を対象に、ランドセルを購入する費用の一部（上限 20,000 円）を助成します。



## おもちゃライブラリー

おもちゃ遊びを通じて自主性、創造性を高め、子ども同士や親子、ボランティアとふれあう場を提供します。また、おもちゃの貸出しなど子どもの健全育成を目的に実施します。

第2木曜日（午前10時～12時）

第4土曜日（午後1時30分～午後3時30分）

## おもちゃ病院

子どもたちに、物を大切にする心を育ててもらいたいという思いを込めて、おもちゃの診察、修理をします。

第2木曜日 受付のみ（午前10時～午前11時）

第4土曜日 受付（午後1時～午後2時）

修理（午後1時～午後3時）





# 老人福祉活動

## 敬老事業

最高齢者・最高齢者夫婦・満100歳になられた方のお宅を訪問し、記念品または祝金を贈呈します。また、満84歳の方に、<sup>むかし</sup>橋寿のお祝いとして記念写真を贈呈します。



## 介護支援ボランティアポイント制度事業

65歳以上の高齢者が介護保険施設などでボランティア活動を行うことで、自身の健康推進と介護予防を図るとともに、地域や人とのつながりを深めることを支援します。ボランティア活動実績ポイントに応じて、申し出によりポイントを換金した交付金（上限 5,000 円）が交付されます。

## ひとり暮らし老人の会(ひまわりの会)育成

ひとり暮らし老人の中で、実子のいない方がつどい、お互いの交友のもとに、自立と連帯の精神を養い、生きがいの輪を広げるため、さまざまな活動を行う「ひまわりの会」を支援します。

# 心身障がい者(児)福祉活動

## 在宅重度心身障がい者(児)激励事業

外出の機会が少ない在宅重度心身障がい者(児)とその家族(介護者)がレクリエーションを通じて、ボランティアおよび障がい者の仲間との交流を深めることを目的として日帰りバス旅行を実施します。

# 福祉を高める活動

## 生活福祉資金の貸付(兵庫県社協事業)

兵庫県社会福祉協議会が実施する貸付制度で、低所得者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、高齢者世帯を対象として、民生委員の援助指導のもと低利の資金を貸付けることによって、世帯の経済的自立と安定した生活を図ることを目的とした貸付制度です。(相談窓口：社協又は地区担当民生委員)

## 友愛基金の貸付

低所得者を対象に、民生委員の適切な指導のもと、世帯の自立更生を目的とした生活つなぎ資金の貸付をします。

※無利子 (相談窓口：社協又は地区担当民生委員)



## 生活困窮者支援事業

緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯に対し、生活に必要な食糧等を提供することにより、世帯の自立を促し、円滑な社会生活が送れるよう支援します。

## 災害見舞金

家屋が全焼、全壊または流失した世帯に対し、見舞金を支給します。

## 被保護・要援護世帯等激励

生活保護・要援護世帯の児童生徒へ、修学旅行のおこづかいや、お年玉として図書カードを支給します。

## 歳末たすけあい金支給

在宅重度障がい者(児)、ねたきり・認知症老人や児童・障がい者(児)施設入所者、老人福祉施設入所者へたすけあい金を支給します。

また、市内の児童・障がい者(児)福祉施設への教材費、更生保護女性会へ施設訪問活動費を支給します。



# 福祉サービス利用援助事業

★在宅で生活されている判断能力に不安のある高齢者や知的障がい者、精神障がい者などが、地域で自立した生活を送れるよう支援します。

★相談・支援計画の作成までは無料ですが、サービス契約後は原則として利用料が発生します。

★サービスの内容

- 1 福祉サービスを利用できるようにお手伝いします。
- 2 生活に必要なお金の管理をお手伝いします。
- 3 通帳や書類などをお預かりします。



# ボランティアセンター活動

## ボランティアセンター運営

★ボランティア活動及びボランティアグループの育成、各種行事へのボランティア派遣の調整、ボランティア養成のための各種養成講座の開催、ボランティア情報誌の発行等、ボランティアの開拓のための活動の拠点として、ボランティアセンターを設置運営します。

### ★主なボランティア講座

- ・手話講座（初級）
- ・朗読講座（初級・中級）
- ・点字講座（初級）
- ・要約筆記講座（初級）
- ・移送サービスボランティア養成講座
- ・サマーボランティアスクール
- ・災害ボランティア養成講座
- ・輝くオトコの生き方講座 他



## ボランティア保険の窓口

ボランティア活動中の事故に備えて、ボランティア災害共済の加入の受付をしています。

- ・兵庫県ボランティア・市民活動災害共済（市民活動災害共済プラン・天災危険補償プラン）
- ・兵庫県ボランティア活動等行事用保険
- ・福祉サービス総合補償（全国社会福祉協議会）

## 災害ボランティアセンター

迅速で円滑な被災地支援活動を行うため、災害ボランティアの事前登録をはじめ、災害ボランティアセンター開設訓練（年1回）、災害ボランティア研修会等を実施しています。

また、防災士資格取得助成として、資格取得にかかる経費の一部を助成し、養成を支援しています。





# 心配ごと相談所

悩みごとや、あらゆる生活上の心配ごとについて、相談員・カウンセラー・弁護士が適切な助言指導をします。

心配ごと相談	毎週水曜日午後1～5時(第3水曜日を除く)
こころの(カウンセリング)相談	第1・4水曜日午後1～5時(要予約)
弁護士法律相談	第3水曜日午後1時～5時(要予約)



## 善意銀行

### みなさんの温かいご協力を お願いいたします！

社会福祉協議会・善意銀行では、社会のため、人のために尽くしたいという人々から寄せられた善意をお預かりし、地域福祉増進・ボランティア活動推進などのために、効果的な払出を行っています。

金銭口座…現金の寄付、香典やお祝いのお返し、お誕生日の記念御礼など  
物品口座…タオル・雑巾など(新品をお願いします)



ぜんい君 こころちゃん

赤穂市善意銀行  
マスコットキャラクター

# 貸衣裳事業

市民のみなさんの生活改善と合理化を目的に婚礼衣裳等を貸出します。その収益を社協の地域福祉事業の財源として活用して、市民に還元します。

## 【花嫁衣裳】

○打掛 ○ウエディングドレス ○振袖

## 【花婿衣裳】

○紋付 ○袴 ○タキシード

## 【参列者・成人式・入学・卒業式等】

○振袖 ○留袖 ○ゲストドレス ○訪問着 ○色無地

○モーニング ○略礼服 ○紋付 ○袴

## 【子ども】

○子ども服（女兒ドレス・男児スーツ） ○宮参り祝着 ○七五三祝着

## 【儀式】

○喪服・略礼服など

## ※営業日

月曜日～金曜日

午前9時～午後5時

第1・3土曜日

午前9時～12時

【ただし、国民の祝日および12月29日～1月4日を除く】





# 介護保険事業

## 介護支援センター（居宅介護支援事業所）

介護や支援が必要な方が介護保険を利用する時には、介護支援専門員（ケアマネジャー）が介護計画（ケアプラン）を利用者本人と共に作成します。

介護支援専門員（ケアマネジャー）は、利用者本人や家族の要望を聞き、心身の状態や生活環境を考慮し、その利用者が自立した生活を送れるようにするため、介護計画（ケアプラン）のアドバイスをを行い、本人の自己決定による自立した生活を支援します。

※営業日 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分  
[ただし、国民の祝日および12月29日～1月3日を除く]  
電話 45-3073 FAX 45-3131



## 訪問介護・介護予防訪問介護事業所

利用者本人の自己決定により作成された介護計画（ケアプラン）をもとに、事業所からホームヘルパーが居宅を訪問して、身体や家事などの身の回りの援助をします。

※身体介護・・・食事、入浴、排泄などの介護  
※生活援助・・・調理、洗濯、掃除、買い物など  
※営業日 日曜日～土曜日 午前7時～午後9時  
[ただし、12月29日～1月3日を除く]  
電話 45-3073 FAX 45-3131



## 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護事業所

利用者本人の自己決定により作成された介護計画（ケアプラン）をもとに、浴槽を積んだ入浴車で看護師・介護職員が居宅を訪問して、入浴介護を実施します。



※営業日 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時  
[ただし、国民の祝日および12月29日～1月3日を除く]  
電話 45-3073 FAX 45-3131

## ふれあいの家 わたしんち (通所介護・介護予防通所介護事業所)

利用者本人の自己決定により作成された介護計画（ケアプラン）をもとに、介護が必要な方が、介護保険を使って「わたしんち」をご利用いただけます。

古民家を利用した自宅の様な環境で少人数で1日ゆったりと過ごしていただきます。

体力づくりの軽体操、近隣への散歩や脳活性化等の創作活動に取り組み、入浴の希望にも添います。

※営業日 月曜日～土曜日 午前9時～午後5時  
[ただし、12月29日～1月3日を除く]  
電話 56-6644 FAX 56-6631  
赤穂市塩屋656の17



## 障がい者総合支援事業

### 居宅支援・同行援護・移動支援事業所

障がい者の自己決定により作成された利用計画（ケアプラン）をもとに、契約によりサービスを提供します。

ホームヘルパーが居宅を訪問して、身体や家事などの身の回りの援助をします。

ガイドヘルパーもしくはホームヘルパーが社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等社会参加の外出の支援をします。

対象・・・身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児

※身体介護・・・食事や入浴、排泄の介護など

※家事援助・・・調理、洗濯、掃除、買い物など

※同行援護・移動支援・・・外出支援

※営業日 日曜日～土曜日 午前7時～午後9時  
[ただし、12月29日～1月3日を除く]  
電話 45-3073 FAX 45-3131





# 共同募金



## ありがとう赤い羽根共同募金



今、安心・安全に暮らせることが、住民にとって大きな課題となっています。  
まさに地域福祉は、豊かで住みやすく、さらにきめ細やかな福祉サービスの充実と共に「人と人のつながり」たすけあいが大切です。

たすけあいの精神に支えられた共同募金も、人の優しさを集めて65年余になります。  
人々のたすけあい等、いつの時代も優しさは人を豊かにします。たすけあいの精神が、いつまでも共同募金運動に引き継がれていくことを願っています。

## みなさんの温かいご協力をお願いします！

兵庫県共同募金会赤穂市支部  
(赤穂市共同募金委員会)

電話 42-1397 FAX 45-2444

### 共同募金運動及び歳末たすけあい運動

共同募金運動は、「国民たすけあいの精神」のもと、毎年10月に赤い羽根をシンボルマークに運動を展開し、寄せられた募金は、翌年に福祉施設や社会福祉協議会が行う地域福祉事業に活用されています。

歳末たすけあい運動は、明るいお正月が迎えられるようにと、毎年12月に募金活動を行っています。寄せられた募金は、その年に、障がい者（児）・寝たきり老人・認知症老人等の援護を必要とする方々や被保護・要援護世帯の児童生徒へのお年玉として配布される一方、最近では地域での住民参加型の福祉活動に広く配布され、地域住民の交流活動に活用されています。

### <共同募金運動と社会福祉協議会の活動>

共同募金運動は、昭和22年に始まり、昭和26年には募金を有効に活用する団体として社会福祉協議会が設立され、平成12年の社会福祉法の改正によって、共同募金と社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図るという同一の目的によって関係が一層深まりました。





## 社会福祉法人 **赤穂市社会福祉協議会**

〒678-0232 赤穂市中広 267 (赤穂市総合福祉会館内)

TEL 0791-42-1397 (代表) FAX 0791-45-2444

ホームページ <http://ako-shakyo.jp/>